

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十七日

宮城県仙台市泉区泉ヶ丘三丁目一三番二〇号

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

大浦 善雄 宮城県白石市新館四一三

木村 繁 宮城県白石市福岡蔵本字鎌先一一五一

木村小五郎 宮城県白石市福岡蔵本字鎌先一一五一

佐藤 養二 宮城県柴田郡川崎町大字支倉字北塩沢八一一二

高橋喜一郎 宮城県石巻市長渡浜三三二

戸津 貞 宮城県黒川郡大和町宮床字八坊原六三

平間 道章 宮城県岩沼市字町北一七五

平間 睦子 宮城県岩沼市字町北一七五

公益信託「高橋保蔵視覚障害者福祉基金」第三十九期決算公告

一、事業概要 点字はなみずき等、二団体が行う視覚障害者の支援を目的とした事業に対し、合計二十二万四千円の助成を行った。

二、財産目録 (令和八年三月三十一日現在)

資産合計 七六、九〇六、三三三円

負債合計 二二四、〇〇〇円

正味信託財産 七六、六八二、三三三円

令和八年七月二十七日

さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六五号

公益信託「高橋保蔵視覚障害者福祉基金」

受託者 社会福祉法人埼玉県共同募金会

第七期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨 (単位：千円)

流動資産 二、二七一、六九五

固定資産 九八

合計 二、二七一、七九四

負債及び純資産の部

流動負債 六八九、二一六

固定負債 一、一〇九、〇〇〇

宮城交通株式会社

代表取締役 水野 敏秀

株式の種類及び数

普通株式 九株

普通株式 一〇四株

普通株式 四株

普通株式 三六株

普通株式 二六株

普通株式 七株

普通株式 一二株

普通株式 四七三、五七八

資本金 一〇、〇〇〇

利益剰余金 四六三、五七八

その他利益剰余金 四六三、五七八

(うち当期純利益) (二六七、三三二)

合計 二、二七一、七九四

令和八年七月二十七日

東京都港区六本木一丁目六番一号

新生事業承継株式会社

代表取締役 塚越 公志

公益信託「百間川」水とみどり基金令和七年度決算公告

一、事業概要

信託目的に合致した六団体に百二十二万四千五百円の給付を行なった。

二、財産目録 (令和八年三月三十一日現在)

資産合計 三五、二五四、〇九九円

負債合計 〇円

正味信託財産 三五、二五四、〇九九円

令和八年七月二十七日

岡山市北区丸の内一丁目一五番二〇号

公益信託「百間川」水とみどり基金

受託者 株式会社中国銀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区東苗穂町四六八番地、最後の住所札幌市東区伏古七条四丁目四番三号 被相続人 亡 眞木 秀和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

札幌市中央区北一条西十丁目一番地一五

UD札幌北一条ビル六階楠谷法律事務所

相続財産清算人 弁護士 椎木 仁美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北二十四条東二十一丁目四番、最後の住所札幌市東区北三十二条東三丁目一番一五号 被相続人 亡 高瀬 鎮智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

札幌市中央区南一条西九丁目一番地一五

井門札幌S109ビル二階

相続財産清算人 弁護士 上村真太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小石川五丁目二九番地、最後の住所東京都豊島区上池袋一丁目三七番二二号レジディアタワー上池袋(タワー棟)二二七号 被相続人 亡 清水 正智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月二十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイヤビル六階 潮見坂綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県宮古市田老二丁目五番地、最後の住所東京都清瀬市竹丘二丁目二八番一三号なごやかレジデンス清瀬二二二 被相続人 亡 西野紀代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月二十八日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

東京都町田市中町一丁目一番一四号武友ビル五階町田シビック綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 廣田 智也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区中十条二丁目一八番地一、最後の住所東京都北区中十条二丁目二〇番六号サンライズ中十条II一〇一〇号 被相続人 亡 菅野 浩之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十七日

事務所東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビル東館一九階JMP法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田辺研一郎

第百八回代議員会審議結果公告

令和八年六月二十六日(金)、全社協・灘尾ホール(新霞が関ビル)において開催した第百八回代議員会における審議結果は左記のとおりです。

令和八年七月二十七日

日本赤十字社

記

第一号議案 役員を選出について

理事一名が次のとおり選出されました。

理事 浅津 知子

第二号議案 令和七年度事業報告及び収支決算の承認について

原案のとおり議決されました。